

大和市週休2日制確保適用工事実施要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 目的

本要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、大和市が発注する営繕工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）の工事現場における週休2日制を確保する適用工事（以下、「適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組むことを指定）とする。

3 対象工事

原則として全ての工事を適用工事の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、適用工事の対象としない。

4 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

(2) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(3) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(2)と同様とする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、施工終了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

適用工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、市監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

5 適用工事の実施

(1) 適用工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

- ア 受発注者は、施工当初段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。
- イ 受注者は、計画工程を示した週間工程表又は月間工程表を市監督員に提出する。
- ウ 受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）を、翌月５日以内に行う工事概況報告書の提出に合わせて、市監督員に提出する。
- エ 受注者は、原則として、工事完成届の提出前に、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）を作成し、市監督員へ提出する。
- オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、適用工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日制に取り組む工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。 発注者：大和市役所 受注者：〇〇建設㈱

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）及び工事概況報告書の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評価の修正等の措置を行う。

附則

- 1 この要領は、令和７年４月１日以降に公告する工事に適用する。

附則

- 1 この要領は、令和８年７月１日以降に公告する週休２日制工事に適用する。
- 2 各種積算基準（※）の何れかを適用している週休２日制工事については、改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（※）各種積算基準とは、

公共建築工事標準単価積算基準（令和７年１２月１０日）
公共建築工事共通費積算基準（令和７年３月１９日）
公共建築工事積算基準等資料（令和７年１２月１０日）
電気・機械工事標準積算基準書（令和７年７月１日）